

駐車区画賃貸借契約書

常滑市を甲とし、
を乙として、甲乙の間において次のとおり市営駐
車場の区画（以下「駐車区画」という。）に関する賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有に係る次に表示する駐車区画を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

駐車区画の表示

名 称 ○○○○○駐車場（常滑市○○町○丁目地内）

契約区画数 小型自動車 区画、 軽自動車 区画

契約区画番号 No. ○

第2条 前条の貸借期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

第3条 本駐車区画に対する賃料は、一区画小型自動車月額○、○○○円、軽自動車月額
○、○○○円とし、毎月月末までに翌月分の賃料を甲の指定する方法（口座振替）によ
り支払うものとする。ただし、支払期限は月末が休日の場合はその前日（ただし、12
月の支払日は25日とし、当日が休日の場合はその前日とする。）とする。また、賃料
は月額とし日割計算はしない。

第4条 甲は、前条の賃料が不相当等となったときは賃料を改訂することができる。

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 本駐車区画の権利を譲渡又は転貸しないこと。
- （2） 本駐車区画を駐車以外の目的に使用しないこと。
- （3） 本駐車区画に建物、看板類等をたてないこと。

第6条 甲は、乙が第3条の支払義務の履行を怠ったとき、又は前条の規定に違反したと
きは本契約を解除することができる。

第7条 乙又は乙の関係人の故意又は過失により、本駐車区画又はその付帯設備に損害を
生ぜしめたときは、乙は自己の責任においてこれを補修しなければならない。

第8条 本駐車場内における事故及び損傷等について、乙が被った損害について甲は責を
負わないものとする。

第9条 甲は、契約期間満了前においても甲が必要となった場合には無条件かつ無償で本
契約を解除することができる。

第10条 乙は、契約期間満了前において契約を解除したいときはその1ヶ月前までに書面により甲に申し出なければならない。

第11条 本契約に規定のない事項については、甲乙双方で協議し決定するものとする。

以上、契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

貸付人(甲) 常滑市

常滑市長 伊藤辰矢

借受人(乙) 住所

氏名

